

国保のお知らせ

10月1日は

国保被保険者証の更新日です

国民健康保険被保険者証は、毎年1回、10月1日に更新を行っています。

新しい被保険者証は、配達記録付き郵便にて郵送いたします。まだ、受領されていない世帯主の方は、郵便局または、国保年金課国保年金係までお問い合わせください。

また、今までお使いになっていた古い被保険者証は、お近くの市役所、各支所窓口ま

で返却してください。

被保険者証は9月5日現在で作成しましたので、その後、保険の異動など記載事項に変更が生じた場合には、国保年金課国保年金係または、各支所市民福祉課市民係に届け出てください。

届け出が遅れますと、国民健康保険税等の過納または遡って賦課される場合があります。

～手続きに必要なもの～

○保険の切り替えがあったとき

- ・国保被保険者証(新しいもの)
- ・社会保険等の保険証(社会保険に加入した方)
- ・退職証明書(社会保険を脱退した方)
- ・印鑑

○**学**被保険者証を更新するとき

- ・今まで使っていた**学**被保険者証
- ・在学証明書、印鑑

○**園**被保険者証を更新するとき

- ・今まで使っていた**園**被保険者証
- ・在園証明書、印鑑

○**学**、**園**被保険者証を廃止するとき

- ・国保被保険者証(新しいもの)
- ・今まで使っていた**学**、**園**被保険者証
- ・印鑑

保険証の有効期限について

被保険者証の有効期限は通常は翌年の9月30日ですが、年齢によって異なります。国保資格取得日の下に有効期限を表示していますが、詳しくは次の表のとおりです。

資格	有効期限
昭和8年10月2日～昭和9年10月1日生まれの一般被保険者証(白色)の方	75歳になる誕生日の前日。有効期限日以降は長寿医療制度へ移行となります。75歳になる誕生日の前に長寿医療制度の被保険者証を送付します。
昭和18年10月2日～昭和19年10月1日生まれの退職被保険者証(青色)の方	65歳になる誕生月の末日。1日生まれの方は前月末日まで。有効期限日以降は一般被保険者証へ切替となります。切替方法は対象の方へ後日ご連絡します。

学、**園**被保険者の方は

修学中、長期出張、施設入所などの理由により、家族の

国保被保険者証とは別に個人の被保険者証を発行している被保険者の方も、10月1日に更新する必要があります。

また、今まで**学**被保険者証を持っていた方で、すでに卒業または就職された方、**園**被保険者証を持っていた方で長期出張や施設から帰ってきた方も届け出が必要です。

国保税は納期内に

納めましょう

お医者さんにかかっているからといって、国保税を納めない人がいると、きちんと納めている人との公平を損なうだけでなく、国保の健全運営に支障をきたします。

国保税は納期内に納め、皆さんの国保がきちんと運営できるようご協力ください。

納付期限から1年間納付がない場合には、国保被保険者証の返還を求め、代わりに短期被保険者証または資格証明書を発行することになりますので、早めにご相談ください。

◎問い合わせ：

国保年金課国保年金係
☎(55)5106

社会保険料控除について

(国民健康保険税)
(長寿医療制度保険料)

国保税または長寿医療制度保険料(以下「保険税(料)」)を年金から特別徴収(天引き)されている方で一定の要件を満たす方は、希望により口座振替による支払方法へ変更できることになりました(詳細は広報8月号)。保険税(料)は、所得税および個人市県民税の社会保険料控除の対象となります。なお、社会保険料控除は、保険料を支払った方に適用されることとなります。

・保険税(料)を本人の年金から特別徴収されている場合は、年金受給者本人のみ適用されます。

・保険税(料)を口座振替により支払った場合は、支払った方に適用されます。

◎問い合わせ：

税務課市民税係
☎(55)5085
国保年金課医療給付係
☎(55)5107